

入札心得書

1. 競争加入者は、公告(又は指名通知)及び本心得書を熟知の上、入札すること。
2. 競争加入者は、公告(又は指名通知)に示した日時までに仕様書、図面、現場等を熟知しておくこと。入札後において、この心得書に掲げた事項及び仕様書、図面、現場の不知又は不明を理由とする異議を申し立てることはできない。
3. 競争加入者は、入札の際、別に交付された一般競争(指名競争)参加資格認定通知書若しくは一般競争(指名競争)参加資格者名簿登載通知書又はその写しを提示して、当該入札の参加資格のある者であることの確認を受けなければならない。
4. 競争加入者は、代理人に入札させるときは、別紙様式1による委任状を提出しなければならない。
5. 入札書の記載について
 - ① 入札書は、別紙様式2により作成し、競争加入者の住所氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)を記載の上、押印すること。
但し、代理人が入札をするときは、競争加入者の氏名並びに代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載し、押印すること。
 - ② 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
 - ③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、競争加入者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
6. 競争加入者は、入札書を封書に入れ密封し、その封皮の表面に「令和3年12月1日リアルタイムPCRシステム(米国 Thermo Fisher Scientific社製)一式の入札書在中」と朱書きし、且つ氏名(法人の場合は、名称又は商号)を明記して、提出すること。
7. 競争加入者は、事由の如何にかかわらず、一旦提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
8. 次の各号に該当する入札書は無効とする。
 - ① 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
 - ② 請負に付される工事若しくは製造の表示又は供給物品名の記載のない入札書
 - ③ 入札金額の記載のない入札書
 - ④ 競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印のない又は判然としない入札書
 - ⑤ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名),代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及

び押印のない又は判然としない入札書（競争加入者本人の氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）

- ⑥ 調達に付される工事若しくは製造の表示又は供給物品名に重大な誤りのある入札書
 - ⑦ 入札書の記載が不明確な入札書
 - ⑧ 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について印の押してない入札書
 - ⑨ その他入札に関する条件に違反した入札書
9. 入札場には、競争加入者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員以外の者は、入場することができないものとする。
10. 競争加入者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することができないものとする。
11. 競争加入者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札場を退場することはできない。
12. 落札者の決定は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った競争加入者を落札者とする。但し、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
13. 競争加入者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。
14. 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（落札者が遠隔地である等特別な事情があるときは、合理的と定めた期日まで）に契約書の取り交しをするものとする。
15. 本学が発注する製造の請負契約又は物品の供給契約に係る、一般競争又は指名競争を行う場合における入札その他の取り扱いについては、この心得書に定めるもののほか、国立大学法人帯広畜産大学が定めた物品供給契約基準に定めるところによるものとする。